

中労委、平7不再13、平8.7.17

命 令 書

昭和59年（不再）第42号事件
再 審 査 申 立 人 ネスレ日本株式会社
昭和59年（不再）第43号事件
再 審 査 被 申 立 人
昭和59年（不再）第43号事件
再 審 査 申 立 人
昭和59年（不再）第42号事件 ネッスル日本労働組合
再 審 査 被 申 立 人
同 ネッスル日本労働組合東京支部

主 文

中労委昭和59年（不再）第42号及び第43号事件にかかる昭和60年12月18日付中央労働委員会命令主文第2項を次のように改める。

- 2 本件初審命令主文第2項中「チェックオフした組合費相当額を同支部に支払わなければならない。」を「チェックオフした組合費相当額に年5分の割合による金員を付加して当該組合員に支払わなければならない。」に改める。

理 由

本件は、さきに中労委昭和59年（不再）第42号及び第43号事件として当委員会に係属していたが、当委員会は、これら事件にかかる昭和60年12月18日付命令において、東京地労委昭和58年（不）第56号及び第66号事件にかかる昭和59年7月3日付救済命令を一部変更したほかは、再審査申立てを棄却した。

再審査申立人ネスレ日本株式会社（以下「会社」という。）は、上記再審査命令を不服として、救済命令取消請求訴訟を提起し、最高裁判所は、平成7年2月23日の判決において同命令の一部を取り消した。

よって、当委員会は、行政事件訴訟法第33条第2項及び労働委員会規則（以下「規則」という。）第56条第1項において準用する第48条の規定に基づき、平成7年3月15日第1188回公益委員会議における決定により審査を再開し、上記判決の趣旨に従い、労働組合法第25条及び第27条並びに規則第55条を適用して、主文のとおり命令する。

平成8年7月17日

中央労働委員会
会長 萩澤 清彦 ㊟